

授業概要

この授業では、企業の仕組みや運営について定めたルールである、会社法について講義する。会社法は、（広義の）商法の一部であり、商法は、商売をする人々の間での法律関係について定めた法律である。一般に、取引については、民法で規定されているが、商売人同士の取引の場合には、民法ではなく、商法が適用される。商法は、商売をする人々が円滑に商売活動をできるようにするための法律である。いわば、商法は、商売をする人々が効率よく利益を上げられるように合理性を追求している。しかしながら、当然のことであるが、利益を上げるために何をしても良いというわけにはいかないだろう。いくら企業が利益を上げて日本経済が活性化したとしても、不正な企業活動によって社会に害を与えることがあってはならない。そこで、商法は、商売活動の合理化を目指す一方で、商売活動が公正に行われるよう、その適正化も目指している。この両者のバランスの取れた法規制というのが商法にとっての永遠の課題であろう。多くの皆さんは、将来、企業に就職するであろう。自身が勤める企業がどのような仕組みで動いているのかは、企業人として当然知っていなければならぬ。また、上述のように、商法においては、商売活動の合理化（効率）と適正化（公正）のバランスを取ることが必要である。こうした視点を持って商法を学ぶことは、自社の利益を守ることと公正な企業活動とをいかに両立させていくかという、企業人にとって的重要問題に直面した時のためにも有益であろう。

多くの皆さんは、企業に就職することになる。自身が勤める会社がどのような仕組みで動いているのかを知っておくべきであることは言うまでもない。また、将来、株主として株を所有したりなどする人もいるだろう。自身に直接的に関わる問題として、当事者意識を持って学んでもらいたい。

授業計画

第 1 回	オリエンテーション
第 2 回	会社の意義と種類
第 3 回	株式会社の仕組み
第 4 回	株式会社の設立
第 5 回	株式の意義
第 6 回	株式譲渡
第 7 回	株主総会①
第 8 回	株主総会②
第 9 回	取締役
第 10 回	取締役会
第 11 回	代表取締役・監査役
第 12 回	社債
第 13 回	組織再編
第 14 回	解散・清算
第 15 回	株式会社の仕組みの全体像の再確認と会社をめぐる今後の諸問題
第 16 回	

到達目標

- ①商売活動の効率性と公正性のバランスの取れた社会とはいかにあるかという問題について当事者意識を持ち、そうした社会の実現に向けて主体的かつ積極的に考え、行動することができる。
- ②企業がどのような仕組みで動いているのか説明できる。
- ③自身の考え方を根拠をもって論理的かつ的確に表現できる。
- ④立場の異なる人の考え方を耳を傾け、理解しようと努める態度を養う。
- ⑤他者と議論して問題に対する妥当な結論を見出すことができる。

履修上の注意

- ①大学生として、大人としての自覚をもって振る舞うこと。
- ②当然ながら、他の受講生や担当教員の迷惑となる行動は厳に慎むこと。
- ③欠席すること自体は、やむを得ないが、欠席した分のフォローは自分で行うこと。友達にノートをコピーさせてもらうなど方法はいろいろある。課題の告知なども休んでいたので知りませんでしたなどという言い訳はスルーする。また、一度配布した資料等は、再配布はしない。欠席してもらっていない、紛失してしまったなどといった場合は、友達にコピーさせてもらうなど自身で対応すること。
- ④自身に関わる事柄として、当事者意識を持って学ぶこと。
- ⑤授業は基本的に講義形式で行うが、発問して答えてもらったり、グループワークをしてもらったり、みんなでディスカッションをしたりなどの活動を取り入れることもある。（単にその場に居るという「出席」ではなく）授業に積極的に「参加」して欲しい。
- ⑥授業中にミニレポートを課す予定である。成績評価にも関わるので真剣に取り組まれたい。
- ⑦本シラバスの記載事項については、受講人数その他の事情により変更することがありうる。

予習・復習

- 予習：教科書の該当箇所を精読し、毎回指示する予習課題に取り組む。疑問点を書き出しておく。
復習：教科書の該当箇所と配布資料を再確認し、理解できた点、できなかった点をまとめる。

評価方法

期末レポート	70%
授業内課題など提出物	30%

テキスト

教科書名：『基礎から学ぶ商法』
著者名：小林徳武ほか
出版社名：有斐閣
出版年：2022年
ISBN：978-4641138674